

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和6年 3 月 2 5 日

定 例 会

令和6年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和6年3月25日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会3月25日 午後 3時30分
 閉会3月25日 午後 5時30分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	東 宏 行	委 員	足 立 夢 実

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学 校 教 育 部 副 部 長 兼 学校管理課長	五十嵐 治
生涯学習課長	木 村 和 明	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小中一貫校 整 備 室 長	磯 山 貴 則
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	指 導 課 長	佐 藤 泰 弘
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	中 野 聡
生 涯 学 習 課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 抜 麻衣子	教育センター 所 長	菊 池 邦 隆
スポーツ振興課 調 整 幹	小野田 昌 功	学 校 管 理 課 調 整 幹	杉 田 直 也
新方公民館長	中 村 則 行	指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	益 本 雅 行
		教育センター 調 整 幹	秋 元 伸 也

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第4号について	秘 密 会
	・教育長専決第5号について	秘 密 会
	・教育長専決第6号について	秘 密 会
	議 案	
	・第11号議案 令和6年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第12号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第13号議案 越谷市南部図書館図書貸出規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第14号議案 越谷市立図書館資料等複写規程の一部を改正する告示について	原案可決
	・第15号議案 越谷市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金に関する要綱の制定について	原案可決
	・第16号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第17号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第19号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
	・第20号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)
	協議事項	
	・令和6年度教科用図書の採択事務について	
	その他	
	・令和6年3月定例市議会について	
	・令和5年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	秘 密 会
	・令和5年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について	

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、教育長専決第4号から第6号、第16号議案及び第20号議案並びにその他報告2については、人事案件であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

◎第11号議案 令和6年度越谷市教育行政重点施策の決定について

吉田教育長 それでは、第11号議案「令和6年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、第11号議案 令和6年度越谷市教育行政重点施策の決定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをご覧ください。

第11号議案 令和6年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

令和6年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第3期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、別冊2、令和6年度越谷市教育行政重点施策についてをご覧ください。令和6年度教育行政重点施策の作成につきましては、前回の2月定例会においてご協議をいただいたところでございますが、その後、担当課所において再度確認、調整を行い、最終案を取りまとめました。

前回からの主な変更点でございますが、39ページをご覧ください。「4 スポーツ・レクリエーションに係る人材の育成」の「スポーツリーダーバンク等の登録の促進と活用」につきましては、前回のご意見を踏まえ、スポーツボランティア制度の記述を追加する形で内容を整理いたしました。また、下段の「6 体育施設の利用促進」につきましては、教育行政方針と整合を図るため、「地域スポーツセンターの利用促進」に係る記述を追加いたしました。この他、一部で文言や掲

載写真の整理を行いました。記載内容に関わる大きな修正はございません。

今後のスケジュールにつきましては、本会議にて議決をいただいた後に、印刷、製本をし、令和6年4月4日開催予定の小中学校長会におきまして、重点施策説明会を開催いたします。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

第11号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 先日、地域スポーツセンターの竣工式典へ出席させていただきまして、ありがとうございました。先ほど追加記述ということで、39ページの地域スポーツセンターの利用促進については、このように重点として取り組んでいただいて結構なのではないかと思いました。せっかくのいい施設ですので、ぜひ積極的に活用していただければと思いました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第12号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第12号議案「越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第12号議案についてご説明いたします。

第12号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員制度における管理監督職勤務上限年齢制に準じ、新たな職名を設ける必要があることから、提案するものでございます。

続きまして、資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。主な改正の内容でございますが、役職定年制に準じて、現業職員の職長の後進ポストを確保する観点から、「職長に相当する職名」に「技能指導員」を設けるものでございます。

本規則は、令和6月4月1日から施行してまいります。

なお、市長部局の職名に関する規則につきましても、同様の改正を行います。

第12号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第13号議案 越谷市南部図書室図書貸出規程の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第13号議案「越谷市南部図書室図書貸出規程の一部を改正する規則制定について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、第13号議案 越谷市南部図書室図書貸出規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをご覧ください。

第13号議案 越谷市南部図書室図書貸出規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市南部図書室図書貸出規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立図書館運営規則の改正に伴い、登録利用者に係る確認等について定める他、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、資料、新旧対照表の2ページをご覧ください。主な改正の内容でございますが、図書室資料の定義について、新聞等の図書以外についても定義いたします。

また、2ページ下段から3ページ上段の第4条では、図書室資料の貸出し対象について整理するため、市内在住、在勤、在学の者と広域利用者を明記する他、第5条及び第6条になりますが、利用者の登録及び利用券の交付並びに登録内容の変更について整理するものでございます。

さらに、4ページ中段から5ページになりますが、登録利用者に3年ごとに本人による登録内容及び図書室外の利用資格の証明を義務づけ、義務に違反した場合は、サービスの一時停止を可能とすること、また登録を抹消できる旨を新たに第9条の2として規定いたします。

その他、6ページ下段から7ページ上段でございますが、棄損または紛失した場合や未返却への対応について整理するため、第12条で損害の賠償を、第13条で利用制限について規定するもの

でございます。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行いたします。

第13号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 南部図書室の規則制定ということですが、中央図書室や北部図書室、他の図書室に関しては、同じような規則制定はあるのでしょうか。

図書館長。

茂木図書館長 南部図書室と同様、中央図書室、北部図書室も同じように貸出規程というものがございまして、同じような改正をさせていただいて、市長決裁を受けているところでございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。この規則制定をする背景を教えてください。

図書館長。

茂木図書館長 図書の利用に関しまして、3年ごとに登録内容をきちんと確認をしていくといった実務を、しっかりと行うための改正を、まず図書館の規則で行わせていただきまして、図書室でも同様の業務が行えるように、南部図書室、中央図書室、北部図書室に規則改正を同様にしております。

背景としましては、市外の方等が利用する点で、広域の利用が市内と春日部等近隣地域という形になっているのですけれども、転出してしまった場合や、勤務で越谷市に来ていて勤務先がもとの勤務地に戻った、あるいは転勤等で市外に出た方、そういった方の確認が取れないままですと、市民の方以外の実際には利用できない人が利用できるという状況にありました。そのため、きちんと市民の方にサービスできるように規則制定をさせていただきました。

吉田教育長 新たにというよりはきちんと整理し直したということですね。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第14号議案 越谷市立図書館資料等複写規程の一部を改正する告示について

吉田教育長 続きまして、第14号議案「越谷市立図書館資料等複写規程の一部を改正する告示について」、図書館長から説明いたします。

図書館長。

茂木図書館長 それでは、第14号議案 越谷市立図書館資料等複写規程の一部を改正する告示について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをご覧ください。

第14号議案 越谷市立図書館資料等複写規程の一部を改正する告示について。

越谷市立図書館資料等複写規程の一部を改正する告示を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、市立図書館における資料等の複写に関し、新たに複写の範囲、制限等の規定を設ける他、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、資料、新旧対照表の8ページをご覧ください。

はじめに、第2条第1項第4号及び同条第2項において、市立図書館が契約するオンラインデータベースにより閲覧できるデータのうち、許諾または契約の範囲内において印刷することができる旨の規定を新たに追加いたします。

次に、9ページの第3条から第5条までに複写の実施、範囲、制限に係る規定を、10ページの第7条として複写の方法に係る規定を、第9条として既納実費の不返還に係る規定を新たに追加いたします。

また、これらに伴い、条文の整備を行ってまいります。

なお、この告示は公布の日から施行いたします。

第14号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 オンラインデータベースにより閲覧できるデータであって、複写物の提供ができるという複写物の提供というのは、実際にはどのような状況なのか教えてください。

吉田教育長 図書館長。

茂木図書館長 まず、オンラインデータベースとは、新聞社によって若干違いはあるのですが、新聞各社が明治の時代というような過去古い時代からの記事を、検索して閲覧することができるというものを提供していて、それらのデータが全て検索できるようになっているので、データベースと言われております。こちらに関しましては、著作権法の範囲、契約で新聞各社、そういった提供事業者からこの範囲は印刷していいという契約上の制限がかかっていますので、そちらが明記されていないということで、きちんとこちらを明記していくということで、今回新たに追加させていただきました。

吉田教育長 従来そういう規定にあったけれども、改めて規定し直したということでよろしいです

か。

図書館長。

茂木図書館長 おっしゃるとおりです。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 資料の9ページの第3条の改定です。例えば10ページの旧の第3条「資料等の複写を希望する者は、複写申込書により、図書館長に申し込まなければならない」というところが、新規定ですと、「複写を希望する個人の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供する場合に限り、」となっているのですけれども、これはあえてこのように調査研究に限りという文言を入れたのはなぜでしょうか。

吉田教育長 図書館長。

茂木図書館長 こちらに関しましては、文部科学省から「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示されていまして、個人での利用を原則とするとされていまして、個人利用に関して調査研究した場合にのみ複写をして持って帰れるという形になっています。誰でも複写をどんどんして本のようにして出版する、そのように使えないように規定して、一部しか複写ができないとしています。実際には、他の本も一緒なのですけれども、1ページにつき半分まで、あるいは見開きページ半分までという形で定義されていますので、同じく個人利用という形で業者がページをたくさん複写して集め、何かしらの用に供するといった形を取れないように著作権法で規定があります。そのため、そのことをきちんと明記した規定になっています。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 今までも用途としてはそういう用途があったけれども、今回、新たに調査研究の用に供する場合に限りということ、はっきり明記したということですか。

吉田教育長 図書館長。

茂木図書館長 おっしゃるとおりです。今までも実務的には、実施していたのですけれども、根拠を明記するということで、今回整理させていただいたものです。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

山口委員。

山口委員 渡辺委員の追加の質問なののですけれども、調査研究という場合に、個人が知的好奇心で知りたいと思うことについて調べるというのも、言葉の上ではこれも調査研究で、それを誰かに売ってしまうとか、そういうのは論外だとは思いますが、いわゆる調査研究という研究者が論文を書くために使うのみという意味ではなくて、個人が調べたいことを調べるというのも

オーケーというふうに、市民の方は分かりづらいところもあるかなと思ったので、ご質問させていただきます。

吉田教育長 図書館長。

茂木図書館長 複写とは、コピー機を使つての複写であつて、個人が調査研究でこの部分を知りたいということでメモを取っていくことに関しては何の制限もありませんので、そういったことで区分けをしながら、うまく複写ができる部分と複写ができない部分、こういった利用でなければ複写ができないのでということで、メモ書きで持って帰っていただくということは可能ですよということでご案内させていただいたり、その状況に応じてお話しさせていただいて運営しておりますので、安心いただければと思います。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 一般論ですけれども、個人的に少し興味があつて、短い部分であればご自身で複写、書きでしてくださいというふうに現行ではお願いしているような状況なのですか。

吉田教育長 図書館長。

茂木図書館長 おっしゃるとおりです。

吉田教育長 よろしいですか。

山口委員 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 私も今の調査研究のところですが、結局著作権法に書いてあるのですよね。著作権法第31条に図書館の複写という規定があつて、それが調査研究と書いてあるものだからそれを使わざるを得ないということで、ただその調査研究の範囲というのは特に明示していないので、少し興味があつて見たいというのもオーケーということですよ。

吉田教育長 図書館長。

茂木図書館長 明確な規定はないのです。どこまでの範囲かというのは、実際に実務をやるしかない状況になっていますので、お話を聞きながら、先ほどのとおり、メモにするのか複写にするのか判断させていただいています。

吉田教育長 東委員。

東委員 理解しました。1つ質問は、大学では論文のデータベース類など、オンラインデータベースで契約によってダウンロードは結構できるのですが、これは複写ですが、ダウンロードというのができるようなものというのは置いてあるのでしょうか。もしあるとしたら複写だけでは足りないかなと思ったのですが。

吉田教育長 図書館長。

茂木図書館長 現在、利用者パソコン、市民の皆さんが図書館に来て利用できるパソコンが図書館

に2台あるのですけれども、各図書室にも1台ずつ置いてあります。こちらはプリンターや電子媒体による利用をさせないように設定させていただいています。セキュリティ上の問題がありますので、ダウンロードして持ち帰ることができないので、複写という形で対応している次第です。

吉田教育長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第15号議案 越谷市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金に関する要綱の制定について

吉田教育長 続きまして、第15号議案「越谷市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金に関する要綱の制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第15号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の29ページをご覧ください。

第15号議案 越谷市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金に関する要綱の制定について。

越谷市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金に関する要綱を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の納付等に関し、必要な事項を定める必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の31ページをご覧ください。要綱の内容につきまして、本制度は学校の管理下で児童生徒の災害が発生した際に災害共済給付が行われる公的共済制度でございますが、本要綱では本制度における保護者負担金に関する事項を規定しており、3つの要点がございます。

1点目につきましては、中段の第2条において、保護者負担金の額を規定しております。これは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項において、政令で定める範囲内で学校の設置者の定める額を徴収すると規定されているため、保護者負担金の額を規定するものです。

2点目は、第3条で口座振替の原則化を規定しております。この規定に基づき、保護者に対し

て口座振替の登録を積極的に推進してまいります。

3点目は、32ページになりますが、第5条で負担金の免除を規定しております。これは独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定により、経済的理由によって納付困難であると認められるときに、負担金を免除する場合の規定となります。

なお、この告示は、令和6年4月1日から施行してまいります。

第15号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 負担金の額で、「生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒にあっては、20円とする」と、負担金の免除で、「生活保護法による保護を受けているとき」は免除するとあるのですけれども、20円の免除との違いを教えてください。「生活保護を受けている世帯に属する児童生徒にあっては20円とする」の20円は、どういう場合に徴収できるのですか。

吉田教育長 第2条の2項についてのご質問でよろしいですか。

山口委員 はい。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 内容について手元に資料ございませんので、後ほどお伝えいたします。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 確認ですけれども、本件は、給食費と同じように現金徴収ではなくて口座引き落としができるようにするための要綱ということでよろしいでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 これまで本共済掛金につきましては、学校が現金で集めることになっておりました。それを公会計化して引き落とすことによって、学校現場の負担軽減となる、保護者については、口座振替によって利便性が高くなるという状況でございますので、委員さんからお話ございました給食費と同じでございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

学務課長。

磯山学務課長 先ほどの負担金のお問合せにつきまして、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の給付制度上の共済掛金の額は、生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒「要保護児童」にあっては40円と規定されてございます。共済掛金は、保護者と市で負担します。第2条第2項において、保護者の負担金の額を20円としている形です。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 独立行政法人日本スポーツ振興センター法では負担金20円は払うことになっているけれども、結局は市ではそれを免除する、と捉えていいのですか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 はい、そうです。

吉田教育長 足立委員。

足立委員 そもそもの掛金の負担、第2条の場合の負担金の額とあるのですけれども、それと第5条の負担金の免除というところで少し混乱が生じているかと思うのですけれども、読み解くに、この負担金というのは過払い等があったときの返金等する際の負担金を免除するということで、第5条の負担金と第2条の負担金の種類が違うのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

吉田教育長 学務課長、確認してください。

磯山学務課長 はい。

吉田教育長 教育総務課長

會田教育総務課長 足立委員のおっしゃったことに近いのですけれども、負担金の免除については、5条にあるとおり、各年度の5月1日において、児童生徒の保護者が次のいずれかに該当するときはという形となっていますので、20円というのは4月1日現在には20円負担を求めています、5月1日の段階においても生活保護世帯であれば20円の負担金を免除するという規定になっているのかと。それに伴い、先ほどおっしゃったように、20円負担したものについては還付するという形になっています。非常に文言上的には理解するのは難しいと思いますが、結局は払わなくていいということです。4月1日現在で生活保護世帯だけれども、5月1日現在で生活保護世帯でなくなる可能性もありますので、この規定はあえてこういう条文にしているのかと考えています。

吉田教育長 しばらくお待ちください。

学校教育部長。

青木学校教育部長 先ほど学務課長の説明のとおり、政令の定めにより額が決まっております、一般の区分では920円で、いわゆる生活保護世帯では40円という定めになっております。その半額を基本的には負担をしていただくというもので、第2条の2項は政令に従って額が定められているという規定であって、第5条は、日本スポーツ振興センター法第17条の4項「ただし当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認めるときはこれを徴取しないことができる」という規定がありまして、越谷市としてはこれを免除するという規定の捉え方でいいのではないかなと考えます。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 生活扶助を受けている者については、第5条において負担金の免除ということで、保護を受けているときは免除されます。つまりお金はかからないということになります。ただし、第2条第2項については、「生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒にあっては、

20円とする」という条項を入れないと国からの補助が下りないという状況がありまして、入れざるを得ない、しかしながら、第5条において、「生活保護法による保護を受けているとき」には免除ということが規定されていますので、実質的にはかからない。

吉田教育長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第15号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第17号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について

吉田教育長 続きまして、第17号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

佐藤指導課長 それでは、第17号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の37ページをご覧ください。

第17号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和6年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立越ヶ谷小学校他43校に学校運営協議会を設置するにあたり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の39ページから53ページをご覧ください。越谷市学校運営協議会委員につきましては、越谷市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により、原則として6人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の1号委員は対象学校の所在する地域の住民、2号委員は対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、3号委員は対象学校の運営に資する活動を行う者、4号委員はその他教育委員会が必要と認める者となっております。

任期は、同規則第9条第1項において1年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様方につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

なお、審議会の委員については、外部の方をお願いする場合、通常「委嘱」としておりますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の「教育委員会が任命する」

という規定に基づき、同規則でも「教育委員会が任命する」と定めております。なお、実際には「委嘱状」という形をお願いしてまいります。

それでは、表に沿って各学校の学校運営協議会委員の人数についてご説明させていただきます。
越ヶ谷小学校 6 名、大沢小学校 6 名、新方小学校 5 名、桜井小学校 5 名、大袋小学校 5 名、
荻島小学校 6 名、出羽小学校 6 名、大相模小学校 5 名、増林小学校 6 名、川柳小学校 6 名、
南越谷小学校 5 名、東越谷小学校 6 名、大沢北小学校 6 名、大袋北小学校 5 名、
蒲生南小学校 5 名、北越谷小学校 5 名、大袋東小学校 6 名、平方小学校 6 名、弥栄小学校 6 名、
大間野小学校 5 名、宮本小学校 6 名、西方小学校 4 名、鷺後小学校 5 名、明正小学校 5 名、
千間台小学校 6 名、桜井南小学校 6 名、花田小学校 5 名、城ノ上小学校 6 名、蒲生小学校 6 名、
中央中学校 5 名、東中学校 5 名、西中学校 4 名、南中学校 6 名、北中学校 6 名、
富士中学校 5 名、北陽中学校 5 名、栄進中学校 4 名、光陽中学校 5 名、平方中学校 4 名、
武蔵野中学校 5 名、大袋中学校 4 名、新栄中学校 6 名、大相模中学校 5 名、千間台中学校 5 名
でございます。

第17議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

6 人以内となっているので問題はないとは思いますが、中には 2 号委員がいないところもあると思いますが、その辺はどうですか。

指導課長。

佐藤指導課長 2 号委員は対象学校に在籍する児童または生徒の保護者で、選出している学校を見ますと P T A の長が入っている場合が多うございます。小学校では 7 校、中学校では 3 校が、2 号委員なしという状況でございます。2 号委員の話題になりましたけれども、この 1 号から 4 号委員、4 号委員は主に公募ですが、バランスよく入るのが一番よろしい形かと思っておりますので、来年度に向けて、この学校運営協議会委員の選出については、バランスが取れた選出ができるように、様々なお立場からのご意見をいただけるように、校長先生方へ話をしたいと思っております。

吉田教育長 よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第17号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第18号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の55ページをお開きください。

第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等についてご説明させていただきます。

その際、敬称については省略させていただきます。

また、任期は前任者の残任期間となり、令和7年3月31日まででございます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

2号委員、相馬亮介、越谷市医師会、新任。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和6年度の役職改選等に伴い、原直氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の56ページをご覧ください。

ご参考までに、今回提案させていただいた1名を加えた、令和6年3月25日現在の越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第18号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 それでは、これより第18号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第19号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第19号議案「越谷市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、第19号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の57ページをお開きください。

第19号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について。

越谷市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年3月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市スポーツ推進委員が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、59ページをご覧ください。越谷市スポーツ推進委員につきましては、越谷市スポーツ推進委員設置条例第1条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

選出区分の1号委員は、スポーツ・レクリエーション団体の関係者、2号委員は、地域のスポーツ・レクリエーション関係者、3号委員は、スポーツ・レクリエーションの実技指導者又は実技指導経験者となっております。

また、委員の定数につきましては、同条例第2条の規定により、30人で組織するものとされております。

任期は、同条例第3条第1項において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様方につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

名簿は、選出区分、氏名、専門種目、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。

なお、その際、氏名及び任期のうち、新任・再任の別のみ読み上げさせていただきます。

まず、1号委員、スポーツ・レクリエーション団体の関係者ですが、

山本幸子再任、河辺和男再任、栗原まゆみ再任、平田建太郎再任、稲毛綾乃再任、

菊島智代子再任、永井智子再任、荒井雅美新任、の計8名でございます。

次に、2号委員、地域のスポーツ・レクリエーション関係者ですが、

鈴木章再任、会田良光再任、上野敏子再任、松島勲再任、小松崎晃再任、戸田道子再任、

村山晃子再任、片野徹新任、の計8名でございます。

次に、3号委員、スポーツ・レクリエーションの実技指導者又は実技指導経験者ですが、

平澤民子再任、松竹克昌再任、三田博再任、服部牧子再任、中野利恵再任、山口さゆり再任、

境久美子再任、松島巖再任、志村裕一再任、橋本磨人新任、遠藤優子新任、廣瀬充朗新任、の計12名でございます。

以上28名の委員構成でございますが、男性が13名、女性が15名で、女性の比率は約53%でございます。また、候補者23名が再任で、5名が推薦・公募による新任でございます。種目別ではバ

レーボール、バスケットボール、バドミントン、健康体操、ビーチボール、テニス、野球、サッカーなど19種目となっております。

第19号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 スポーツ推進委員の主な役割、どんな活動をしているかを教えてください。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 主に縄跳び大会、ウォーキング、生涯スポーツ講座の補助など、軽スポーツ、生涯スポーツの指導をしています。

吉田教育長 基本的な目的を教えてください。

坂巻スポーツ振興課長 スポーツ基本法第32条の規定に基づきまして、越谷市のスポーツ推進に係る体制の整備を図るために委嘱しておりまして、スポーツ推進委員は各市町村に必ず置かれています。スポーツ推進委員は、スポーツの実技、その指導、助言を行うものとなっております。

吉田教育長 定数30名に満たないけれども、これについては何かありますか。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 辞める方が4名、新しい方が5名、実際28名で定員割れになっているのですが、委員の中で推薦いただければ追加をして30名にと今後の可能性を考えているところでございます。

吉田教育長 公募はしているのですか。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 今回3名の方が公募になります。その他、委員の推薦で2名、合計5名という状況です。

吉田教育長 それ以上の応募はなかったということですか。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 それでは、これより第19号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎令和6年度教科用図書の採択事務について

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和6年度教科用図書の採択事務について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

佐藤指導課長 それでは、令和6年度教科用図書の採択事務についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の61ページをご覧ください。はじめに、教科用図書採択に係る今後の見通しでございますが、教科用図書は4年ごとの採択となっており、令和6年度につきましては、令和7年度から使用する中学校の教科用図書を採択する必要があります。使用年度は、令和7年度から10年度の4年間となります。

次に、採択する令和7年度使用教科用図書につきましては、中学校の16種目及び特別支援学校知的障害者用教科書でございます。教科用図書につきましては、令和5年度検定合格図書の中から採択を実施することとなりますが、現時点で発行者等は明らかにされておりません。4月半ばに発行される教科書目録で示される予定でございます。

これらの情報から、令和6年度教科用図書の採択事務の進め方をご提案させていただきます。

選定委員会につきましては、その任務から1号委員2人、2号委員1人、3号委員11人の委嘱または任命を予定しております。

続きまして、62ページをご覧ください。調査部会につきましては、11部会を設置し、中学校16種目及び特別支援学校知的障害者用教科書の調査研究を行い、調査報告書を作成いたします。

最後に、予定でございますが、4月の定例教育委員会会議にて選定委員の委嘱または任命について議案として提出させていただきます。議決後、5月上旬に第1回の選定委員会及び第1回調査部会を開催いたします。その後、6月末頃を目安に、調査部会が調査資料をまとめてまいります。また、教科書展示会を利用して、学校による調査及び市民のアンケートを実施いたします。その後、7月中旬にかけて選定委員会を開催し、選定資料を作成してまいります。

教育委員の皆様につきましては、5月中旬以降に教科用図書の見本本をお届けいたしますので、調査研究をお願いいたします。また、6月下旬には教科書展示会の視察をお願いいたします。

7月中旬には選定資料がまとまりますので、7月の定例教育委員会会議において採択の議案を提出いたします。ただし、採択する種目数が多いため、7月の定例教育委員会会議に加えて、8月にも臨時の教育委員会会議を開催していただく必要が生じてくると考えております。採択に係る教育委員会会議につきましては、教育総務課と連携を図り、適正かつ公正な採択事務を実施できるよう調整してまいります。

令和6年度教科用図書の採択事務についてのご説明は、以上でございます。ご協議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

小学校の教科用図書採択とは名前など具体的に違っているのですけれども、大きく変わっているところはあるですか。

指導課長。

佐藤指導課長 もちろん教科等は変わっておりますけれども、基本的なところは、今年度教育委員の方にご協力いただき決定しました小学校の教科用図書採択と同じでございます。

吉田教育長 QRコードの扱いが今日新聞に掲載されていましたが、QRコードの扱いについても基本的には昨年と一緒だということでしょうか。

指導課長。

佐藤指導課長 QRコードにつきましては、小学校の教科用図書採択はそこを主体にするのではなく、参考ということで進めさせていただきました。今のところ、見通しとしては小学校と同様という見通しでございます。

吉田教育長 デジタル教科書の扱いが、新聞記事には、2024年度から本格運用と見出しがありましたけれども、この扱いについては何かありますか。

指導課長。

佐藤指導課長 デジタル教科書について、今のところ、何か特別な情報というのは県からございません。基本的には、これから目録が出てきますので、紙ベースの教科書を基にまず採択していただくということになっております。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 基本的には小学校の教科用図書採択と同じということです。よろしく願いします。他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和6年3月定例市議会について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和6年3月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、令和6年3月定例市議会の概要につきまして、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の63ページ及び64ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、2月26日から3月18日までの22日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されました。

続きまして、65ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「財産の取得について（学校給食配送車）」他2件が上程され、全て原案のとおり可決されました。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、3月1日、4日及び5日の計3日間にわたりまして、市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の65ページ上段から66ページのとおり、6人の議員からそれぞれの立場で質問がございました。

令和6年度当初予算に関する議案につきましては、予算決算常任委員会分科会にて、3月7日、8日、11日及び12日の計4日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。

また、3月11日に開かれました子ども・教育常任委員会における質問事項は、会議要項の66ページのとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

令和6年3月定例市議会についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 竹内議員さんの質問、誰一人取り残されない学びの保障に向けたCOCOLOプランの取組の「多様な学びの場と居場所の確保」というところで、教育長さんのご答弁の中に、スペシャルサポートルームというのを小学校から段階的に設置するというお話も出ておりました。不登校のお子さんや学校に来づらいお子さんに対して、学校の中でそういった部屋をつくっていくことは、これからきっと必要になってくるのだろうなと思っておりましたので、ぜひこの効果を期待したいなと思いました。

吉田教育長 スペシャルサポートルームについて、何かありますか。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 子どもたちが全国的に、教室に行く気持ちはあっても、なかなか足が向かない子の居場所として、学校には相談室や保健室などがありますが、スペシャルサポートルームという部屋を、来年度2学期が始まる日を目途に、市内5校に開設する予定でございます。また、学校以外の場所としては、教育支援教室おあしすが市内3か所がありますが、一部屋増やして4教室へ、フリースクールに行かれる子や自宅からなかなか足が外に向かない子に対しては、オンライン上の学びの場での授業配信等を含めたつながりを持って、学びの保障をしていくなど、様々な多様な学びの場を今後も用意してまいります。その一つ、スペシャルサポートルームにつきましては、今後適時報告させていただきたいと思います。

吉田教育長 不登校がなかなか減らない状況の中で、つながり率を増加させていこうという試みです。いろいろな体制を整えているわけですがけれども、現実これはというような決め手になる、一気に不登校を解消できるような施策がないところです。けれども、一つ一つ丁寧につながり率を増やしていくということを目途に取り組んでいきたいと考えております。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和５年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」

続きまして、「令和５年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、令和５年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の69ページをご覧ください。令和５年度に休職処分となった人数ですが、小学校６名、中学校１名、合計７名でございます。この中には、令和５年４月１日以前から引き続き休職処分となった者が３名含まれております。

なお、休職処分となった原因は、一般疾病０名、精神疾患７名でございます。年代別に見ますと、30代、40代と50代が多い傾向が示されております。

令和５年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 越谷市の分限休職処分の状況というのは、近隣の市に比べてどのようになっているのでしょうか。多い、少ないなどはわかりますか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 近隣の市町の情報は持っておりません。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 埼玉県はどうですか。

磯山学務課長 大体県とは同等ぐらいです。

吉田教育長 国の状況はどうですか。多いのか少ないのかは、わかりますか。

磯山学務課長 ただいま持ち合わせておりません。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 1,164名中の７名ということだと、私の印象だと少ないのかなと感じます。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 病気休暇と休職があるわけですがけれども、ここ数年来は病気休暇を取る者が増えている状況でございます。そのため、早めに休みを取っていただいて、休職になる前に復帰している、適切に休んでいただいているという状況が分かるかと思います。

吉田教育長 平成25年頃からある月を切り取って、そのときでどうかを追っていくと、7名、6名、5名、5名、12名、9名、12名、9名、10名、8名、7名との報告の記録があります。多いときには10名を超えておりますが、近年ではやや落ち着いているのかと思います。ただし、気になっているのは、小学校が3名、3名、2名、3名、9名、7名、16名、7名、7名、6名に対して、中学校は3名、3名、2名、3名、2名、3名、3名、1名、1名と、半分しかおりません。小学校は、令和元年頃から若干増えているというのが気になっているところです。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎その他 「令和5年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」

「令和5年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」

続きまして、「令和5年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和5年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は、関連があるため一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

佐藤指導課長 それでは、令和5年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び越谷市いじめ防止対策委員会について、ご報告いたします。なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の70ページをご覧ください。はじめに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、本連絡協議会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に関係する機関及び団体の連携を図るために設置されたものでございます。

第2回の本連絡協議会は、令和6年1月15日月曜日、9時半から越谷市役所第2庁舎5階会議室にて、委員11名中、9名の出席と1名の代理出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はありませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに、事務局から市教委主管のいじめ防止等に係る取組について報告を行いました。

続いて、本連絡協議会の趣旨に基づき、いじめ防止等に関わる関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有することを狙いとして、参加団体からの具体的な取組を発表していただき、それを踏まえた協議を行いました。今回は、市長部局の市長公室及び子ども家庭部からそれぞれの取組についての発表を行い、その発表を受けて協議を行いました。

詳細については、恐れ入りますが、「7議事等の概要」以降をご参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、会議要項の79ページをご覧ください。越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。

なお、本委員会は、「いじめによる心身への重大な被害など、重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、いじめ防止対策委員会が調査を担うこと」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであること」という役割や特徴があることを補足いたします。

第2回の本委員会は、令和6年2月8日木曜日、13時半から越谷市役所第2庁舎5階会議室にて、委員全5名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はおりませんでした。

会議は、上段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに、事務局から市教委主管のいじめ防止等に係る取組と、市のいじめ等の状況について報告を行いました。委員の皆様から、今後に向けた貴重なご意見をいただきました。

詳細については、恐れ入りますが、「6議事等の概要」以降をご参照いただきたいと思います。
ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 特にいじめ防止対策委員会では、非公開にしていると思うのですが、事案報告ということで各学校の事案について報告していただき、対策委員会の委員の皆様の実態を知っていただくという意味で、こういったことを継続的に活動していくことが大事だと思いますので、今後ともお願いしたいと思いました。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 いじめ防止対策委員会には、医師や弁護士等、それぞれ専門的なお立場の方がおられます。詳しいことは申し上げることはできませんけれども、重大事態などについて話がありまして、それについて専門的な見地からいろいろなアドバイスをいただいたところでございます。今後その方々にご協力いただいて、少しでも解決していけるように進めていきたいと思っております。

吉田教育長 いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会に直接関係がないのだけれども、スクールロイヤーの予算を確保し、今後について、進捗など報告できるようなことがありますか。
指導課長。

佐藤指導課長 スクールロイヤーの予算を確保することができて、現在、どういったことをスクールロイヤーにご協力いただくかということを、弁護士事務所ともやり取りをしながら中身を詰めているところでございます。様々考えてはいますが、まずは現場の校長先生が何か相談をしたい

というときに、すぐに相談できるような体制づくりを整えていきたいと思っております。また、進捗をご報告させていただきたいと思います。

吉田教育長 法律も新しいものですから、それに長けている、熟知している弁護士の方はなかなかいらっしゃらないような話も若干聞きます。ぜひ皆さんの中でこういった方がいるということがあれば、ご紹介いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

渡辺委員。

渡辺委員 2つの会議の議事録を読んで見ますと、委員の方からのたくさんの提案、質問が入っており、とても貴重な意見、質問だと思うのです。それに対して、事務局からも適切な答えが入っているとは考えるのですけれども、本当に貴重な意見があるので、これをどうぞすくっていただいて、より子どもたちの助けになるようなことを話し合っていただきたいなと思います。特に人権問題のことですとかもいろいろな考え方があります。SNSに関しては、子どもに訴えかけて、子どもに指導した方がいい、親へアプローチした方がいいなどの議論も散見されるので、この辺りもしっかりと詰めていった方がいいと感じました。

吉田教育長 ありがとうございます。

指導課長。

佐藤指導課長 いただいたご意見をどう具体的な形にもっていくかというのは、委員さんのおっしゃるとおりだと思っております、例えばいきいきアンケートというのは具体的な形になったもの一つでございます。つまり無記名にして本当の正直な気持ちを訴えられるようにするというところで、これはいじめ防止対策委員会の話を受けて、具体的な形をつくったものでございます。その典型例でございます。今いただきました人権のこと、SNSのこと、確かに話題になりまして、保護者への啓発も必要ではないかという意見もいただいております。それについては、学校が子どもへ指導するところに保護者も一緒に参加できるようにする、授業参観のときにあわせて保護者と子どもが一緒に話を受けられるようにする、そういう取組をしている学校があります。そういった先行事例の紹介を、実際具体的に生徒指導主任会というところで広めております。このような形で、いただいた意見等々をいろんな形で、具体的に教員に広めていけるように、さらなる工夫をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

これから秘密会ということになりますけれども、このまま継続してよろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月18日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時57分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 宏 行

委 員

足 立 夢 史

書 記

教育総務課調整幹

鈴木 理香